

「近現代史の教育」論争

——「近現代史」教育の見直し論とその批判——

塩野谷 齊

The Dispute about "Education of Modern History"

:Reconsideration of "Education of Modern History" and Its Criticism

Hitoshi SHIONOYA

There are a hot dispute about "Japanese education of modern history" in recent days between "the society for the study of the liberal view of history" and its critics. The society insists that modern Japan has been explained too ill in Japanese education after the World War II. The critics are positive in denying the insistence of the society. I tried to summarize the dispute in this paper.

はじめに

今、「近現代史」の教育をめぐって、熱い議論が闘わされている。藤岡信勝氏を中心とする「自由主義史観」研究会とその主張に反対する人々との論争である。この論争は『社会科教育』『現代教育科学』(以上、明治図書)や『歴史地理教育』(歴史教育者協議会)誌上を中心に活発に行われており、否応なく社会科教育関係者の耳目を引くものであり、また、内容的にも無関心ではいられないものをもっている。

というのは第一に、藤岡信勝氏ら「自由主義史観」研究会の主張(以下「見直し論」という)は、それ自体戦後の歴史教育の見直しを強く迫るものであるからである。そして第二に、現在の社会科教育界を代表する論者の一人である藤岡氏がそれまでの主張を大きく転換させたことにより、少なからぬ衝撃を人々に与えたことによると考えられる。

本論は、まず①文献紹介を兼ねて「近現代史の教育」論争の事実経過をあまり内容に踏み込まずに追い、次に②藤岡氏の提示した三つの歴史観を要約・説明し、その上で③「南京事件」と「従軍慰安婦」問題によって「見直し論」がいつところの「近現代史」教育の問題性を明らかにし、④それに対する批判者側の批判をまとめて、論争の性格を明らかにしようとするものである。

但し、もとよりこの論争そのものは今現在もまだ行われ続けているのであり、その行き着くところを明らかにできるものではない。私は、論争そのものはまずは平行線をたどるものと予想し、今後はむしろ教育実践レベルでの検討が重要になると考えるが、本論では現段階での実践分析は控えたいと思う。できれば、特に「自由主義史観」研究会会員による授業実践のさらなる蓄積を待つて検討することとしたい。

I. 「近現代史の教育」論争の経過¹⁾

マルクス主義の立場から「転向」した藤岡氏による「近現代史」教育の見直し論は部分的にはそれ以前から出されており²⁾、批判もあったが³⁾、論争の直接の発端となったのは、氏が『社会科教育』1994年4月号から「「近現代史」の授業をどう改造するか」(1995年4月からは「「近現代史」の授業改革」)と題する、「近現代史」教育の現状を厳しく批判する連載論文を書き始めたことにある。

この連載は途中批判者に対する反論を交えながら、歴史教育を規定する歴史観の問題や具体的に「南京事件」に関し論じて24回続き、うち23回まではのちに単行本にまとめられている⁴⁾。そして、1996年4月からは舞台を『現代教育科学』に移して、「論争・近現代史教育の改革」の連載が今も続いている。

最も早い批判は、連載の第3回までを対象として、笠原十九司氏によって行われた⁵⁾。笠原氏は、藤岡氏による「南京事件」の検討を、基本的な事実認識、教科書の南京事件記述批判の方法と視点について批判を加えている。これに対する藤岡氏の反論は、『社会科教育』1995年6月号から1996年1月号にかけて、途中1回のブレイクをはさみ7回にわたって行われている⁶⁾。

次の批判は、藤岡氏が企画・立案して行われた、1994年8月の教育科学研究会全国大会授業づくり分科会のディベートに対するものである。神原昭彦氏は『ひと』1995年1月号(太郎次郎社)の特集「これでよかったのか “戦争と平和” 教育」の中で、藤岡氏の真意は「マルクス主義史観」批判にあると批判した⁷⁾。これに対して、藤岡氏やディベーターが『授業づくりネットワーク』1995年4月号(学事出版)で反論している⁸⁾。

一方、藤岡氏は『教育』1995年3月号(国土社)で、平和教育の見直しの必要性も主張した。戦後日本の軍事一般へのアレルギーを克服し、理性的な討論を行うことが平和教育に求められるというものである⁹⁾。これに対して、森田俊男氏が『歴史地理教育』1995年8月号で¹⁰⁾、高野邦夫氏が『教育』1995年9月号で¹¹⁾批判した。森田氏による批判に対しては、藤岡氏は『社会科教育』の連載中のテーマを一度中断して激しく反論している¹²⁾。

『現代教育科学』1995年7月号では特集「なぜ『新しい史観』が問われるのか」が組まれ、その最初のコーナーは「藤岡信勝氏の『近現代史教育見直し論』を検討する」であった。論者は岩田一彦氏ら6人で、そのうち安藤豊氏以外は藤岡氏の論に対する批判を行っている¹³⁾。同誌1996年1月号には小特集「なぜ『新しい史観』が問われるのか」への反論が組まれ、藤岡氏が岩田氏に、斎藤武夫氏が5人の論者に対して反論を寄せている¹⁴⁾。

1995年9月、『社会科教育』の別冊として藤岡氏を編集長に季刊雑誌『近現代史』の授業改革(第5号からは括弧をとり『近現代史の授業改革』に書名変更)が創刊された。そして、その執筆者グループとして「自由主義史観」研究会が組織された。このメンバーは1996年1月から『産経新聞』に「教科書が教えない歴史」の連載を始め、それは現在二冊の単行本にまとめられている¹⁵⁾。

このような「近現代史」の授業改革運動に対して、批判者側は危機感を強めたものと思われる。藤原彰・森田俊男編『近現代史の真実は何か』(1996年1月)は、副題を「藤岡信勝氏の『歴史教育・平和教育』論批判」とする、26人の歴史学者・教育学者・教育者らによる論文集である¹⁶⁾。これに対する反論は、「自由主義史観」研究会メンバー20人により『近現代史』の授業改革』第

4号(1996年6月)の緊急特集「『近現代史の真実は何か』への反論」の中で、個々の論文を相手に展開されている¹⁷⁾。

ところで、ここまで論争の争点は、藤岡氏と「自由主義史観」研究会の「近現代史」教育の見直し論に關して、具体的には、藤岡氏が規定する歴史観の妥当性、「南京事件」の事実認識、日露戦争や大東亜戦争(アジア太平洋戦争)の性質などをめぐるものであった。しかし、以後、政治運動的な側面を強めているように見える。

1996年6月に翌年4月から使用される中学校社会科教科書の検定結果が発表されると、氏は『現代教育科学』の連載に「歴史教科書批判運動の提唱」(1996年9月)と題する論考を載せた¹⁸⁾。また、『授業づくりネットワーク』の連載「議論の文化」と授業づくり(1994年4月から)の第23回(1996年9月号)で、氏は「中学校歴史教科書から「従軍慰安婦」記述の削除を要求する」を寄せている¹⁹⁾。

藤岡氏は、翌月には『国民の油断 歴史教科書が危ない!』(西尾幹二氏と共に著)と『汚辱の近現代史 いま克服のとき』を相次いで出版している²⁰⁾。対して、氏らの「教科書攻撃」を批判する立場からは、『教科書から消せない戦争の真実—歴史を歪める藤岡信勝氏らへの批判』が11月に出版された²¹⁾。また、藤岡氏らの主張を自民党保守派やタカ派ジャーナリズムと一体となった新たな教科書「偏向」攻撃とする批判も行われている²²⁾。

さらに12月、藤岡氏や西尾氏らが呼びかけ人となって「自由主義史観」研究会とは別に「新しい歴史教科書をつくる会」が旗揚げされた²³⁾。一方、この会が中学社会科教科書から「従軍慰安婦」記述の削除を要求することに対しては、田嶋陽子氏や福島瑞穂氏ら「女性有志」がそれに抗議する緊急アピールを出している²⁴⁾。

II. 三つの「近現代史」像—「見直し論」の立場から

藤岡氏に日本の「近現代史」教育を根本的に見直す必要性を意識させたのは、1990-91年の湾岸戦争である。氏は、湾岸戦争が「日本人の「一国平和主義」の信仰の枠組を決定的に破壊することで、日本の近現代史への見方をも変える効果をもたらした」²⁵⁾という。

湾岸戦争の体験は「日本がおよそまともな国家の体裁をなしていない国であったという発見」²⁶⁾を感じ取らせ、そのような現状を改善するために近現代史教育の改革が課題となつたという。

氏は「歴史教育の最大かつ究極の評価基準は、日本国

民がこれからの時代をより幸せに生きていくための基礎的教養を身につける機会に歴史教育がなっているかどうか」³³⁾であり、「この基準にてらしてみると、従来の近現代史教育はみじめなほどに失敗していると言わざるをえない」³⁴⁾という。

さて、氏によれば、従来の「近現代史」教育を「みじめなほどに失敗」させたのは、戦後の歴史教育を支配してきた「東京裁判史観」に原因があるということになる。それは「南京事件」や「従軍慰安婦」に特徴的な歴史観であり、明治維新と明治時代を暗いものに描き、子どもたちに自国の歴史への誇りを持たせない自虐史観・暗黒史観である。

以下、藤岡氏の説明に基づき、「東京裁判史観」とその対極にある「大東亜戦争肯定史観」、さらに氏がそれによって「近現代史」教育を改革しようと主張する「自由主義史観」を順に要約・説明したいと思う。

1. 東京裁判史観

「東京裁判史観」の説明に、藤岡氏は「東京裁判法廷が下した本判決の内容をすべて真実であるとなし、日本が行った戦争は国際法、條約、協定等を侵犯した『侵略戦争』であって、過去における日本の行為・行動はすべて犯罪的であり、『悪』であった、とする歴史観」という富士信夫氏の説明を引用する。そして、安藤仁介氏の論を引き、それが「明治以後の日本の近現代史全体の評価におよぶものである」と述べる。³⁵⁾

明治以後の日本社会が一貫して暗く描かれる点については、「満州事変から大東亜戦争に至る時期についての日本の歴史に関する東京裁判判決の論理を明治維新にまでさかのぼって補強したのがマルクス主義史観であり、「敗戦後、マルクス主義史観と東京裁判史観が「日本国家の否定」という共通項を媒介にして合体した」と説明される³⁶⁾。その意味で「より実態に近く「東京裁判=コミニテルン史観」とよぶことも可能であろう」³⁷⁾という。

国際共産党組織・コミニテルンは1932年に日本共産党に対して、天皇制国家を絶対主義と規定しその打倒を日本共産党の任務とする「三二テーゼ」を与えていた。コミニテルンとはスターリン独裁下のソ連の国家利益を守るために道具であったが、それはともかく、マルクス主義者の良心として日本国家の否定がめざされたというわけである。

「東京裁判史観」は「たちまちのうちに戦後歴史学会の主流とな」³⁸⁾り、「一つの歴史の見方なのではなく、歴史そのものであったと私たちは思い込んでいるから」

「相対化し、それから脱却するのは私たちの世代にとっては極めて困難なことである」³⁹⁾という。そして「まさに戦後、日本から国家意識を奪い、国家へのほこりをそぎ落す「洗脳」工作が」「徹底して成功裏におこなわれた」⁴⁰⁾ことを、伊部英男氏の著書に依拠しつつ戦後アメリカの占領政策から説明する⁴¹⁾。

ソ連の社会主义が崩壊した今、マルクス主義が歴史の検証に耐えられなかったことがわかったわけであるが、日本の近現代史教育はいまだに古臭いマルクス主義史観で語られている。「日本人はいつまでも外国の国家利益に起源をもつ自国の歴史の見方に呪縛されていてはならない。戦後半世紀がたち、二十一世紀を迎えるようする今、自国の歴史を自分の頭で考え、自分の足で立つようにしなければならない」⁴²⁾というわけである。

2. 大東亜戦争肯定史観

藤岡氏による「大東亜戦争肯定史観」の定義は、「単に何らかの意味で肯定することによって特徴づけられる歴史観なのではない。それに加えてこの戦争の「侵略戦争」としての性格をほぼ全面的に否定するような歴史観」⁴³⁾である。この歴史観の代表的論者としては、林房雄氏、中村繁氏、渡部昇一氏の3人が選ばれ、その議論が検討されている。

まず、林氏については、その著書『大東亜戦争肯定論』『続・大東亜戦争肯定論』を検討する。そして、「立ち止まらせるための一応の努力は多くの人物によってなされている。…（中略）…大器量人もたしかにいたはずだが、彼らにも日本を『百年戦争』の途中で立ち止まらせることはできなかつたのだ。今の進歩人諸君にできるはずはない」という氏の主張を引いて、それを「やはり一種の開き直りといわざるをえない」と批判する⁴⁴⁾。

藤岡氏は、林氏の議論を「①諦観的宿命論、②歴史における可能性の探求の欠如、③政治指導者の責任の解除、④過度の歴史主義」の四点にわたって批判し、「結局林の『大東亜戦争肯定論』は東京裁判史観への抗議として一定の意味を有していたが、それはわれわれが依拠する近現代史の見方にはとうていなりえないもの」⁴⁵⁾であると総括する。

次に藤岡氏が取り上げるのは、中村氏の『大東亜戦争への道』である。まず中村氏の執筆動機に「東京裁判史観」への強い反発を指摘し、林氏との共通性をあげる。その上で、「“南京虐殺三十万”といった荒唐無稽な夢物語が麗々しく新聞の大活字になるように、今や捏造された戦争犯罪までが日本の罪状に加算されてゆく。…（略）…」という中村氏の記述を引いて、「これらの指摘

は当っている。世界で最も反日的なのは日本人自身である、というのが外国人の観察である」と共感を示す。⁴⁰⁾

しかし、藤岡氏は中村氏の議論に全面的に賛成するものではない。「中村の著書の主要な目的は悪者にされた日本の名誉回復である」⁴¹⁾といい、秦郁彦氏の論を引きつつ、中村氏の論述が「正義－不正義」の次元にあり、「賢－愚」の方向へ向かわざる宿命論になっていると批判する⁴²⁾。

藤岡氏は「中村のものに限らず、「大東亜戦争肯定史観」の本質的性格は、傷ついた魂の慰めという後向きの（だが不必要とはいきれない）機能にこそある。一見したところ誤解されやすいのだが、それが眞の国益や、生存のためのリアリズムとは本来的なかかわりをもたない歴史観であるところに、この歴史観の最大の問題が伏在しているのである」⁴³⁾という。

渡部氏の議論に関しては、主にその著書『日本史から見た日本人・昭和編』に基づいて検討する。藤岡氏は、渡部氏が「日本も道を誤った」ことを認め、「歴史の原因を探求し、そこから教訓を引き出すこと」が意識的に試みられている点で、林氏や中村氏と異なることを指摘する⁴⁴⁾。しかし、大東亜戦争の「侵略戦争」としての性格をほぼ全面否定していることから「大東亜戦争肯定史観」に入るとするのである⁴⁵⁾。

ところで、以上のような「大東亜戦争肯定史観」との対比で、「東京裁判史観」の本質も非常に明瞭になる」とされる。すなわち、藤岡氏は「この史観は単に日本の戦争の侵略性を強調する歴史観なのではなく、それに加えて日本の戦争を肯定するあらゆる論拠をほぼ全面的に拒否するところに成り立つ歴史観なのである」という。⁴⁶⁾

3. 自由主義史観

「東京裁判史観」も「大東亜戦争肯定史観」も「どちらも善玉・悪玉史観という共通性をもって」おり、「しかし、一つの国（それが日本であろうと他国であろう）が百パーセント善であったり、百パーセント悪であったりするという想定はとうてい支持できない」ために⁴⁷⁾、藤岡氏が依拠するのは第三の歴史観「自由主義史観」である。

「自由主義史観」のカテゴリーに入るという司馬遼太郎氏の「司馬史観」の四つの特徴として、藤岡氏が指摘するのは、①健康なナショナリズム、②リアリズム、③イデオロギー不信、④官僚主義批判である。すなわち、「東京裁判史観」のようにナショナルなものを全面否定するのではなく、左右両翼のイデオロギーに惑わされな

い合理主義をもって、昭和軍国主義のような官僚主義を受け入れないことである。⁴⁸⁾

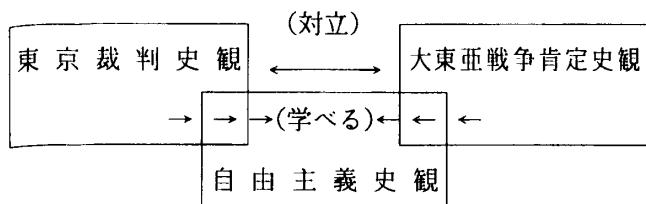
補足すれば、日本近現代史の授業改革は、ナショナルなものを全否定した戦前のマルクス主義以来の伝統に対して、この側面に正当な位置を与えることなしにはありえない、という。但し、「健康な」ナショナリズムは、民族排外主義とは異なるものとされる。リアリズムに関しては、「究極的に日本という国家と国民の生存と繁栄を最高の目的とする「戦略論」の見地は、このリアリズムの最も集中的な実現形態である」という。⁴⁹⁾

イデオロギー的なものからの自由については、「自由主義史観」自体が一種のイデオロギーではあるが、「イデオロギー性の度合いというもの」があり、司馬氏のいうイデオロギー的「酩酊状態」から最も自由な立場であり、「個々人の多様な見解に対する寛容の精神に立」ち、「討論・対話を通じて真実を明らかにしていくのが、その探求方法の基本である」という。⁵⁰⁾

「官僚主義の本質は、部分の利益を全体の利益に優先させることである」という。「昭和の軍国主義とは、実は極端な官僚主義にはかならなかった」が、「戦前の日本では、軍縮が軍人社会の反撥を招き、政治家ならぬ軍人が事実上政策決定の主導権を握る極端な官僚主義としての軍国主義が実現してしまった」と説明する。⁵¹⁾

ところで、藤岡氏は、さらに「自由主義史観」の特徴として「あくまで自由な探求に開かれているという研究姿勢、方法論」をあげ、「あらかじめ結論を決めないこと、タブーにとらわれないこと、日本人として認めたくないことでも事実であることが証明されればそれを受け入れる用意があること、どこまでも自由な探求に開かれていること、など」をこの史観の立場からの「戦争」の評価の最大の特徴として述べている。⁵²⁾

「自由主義史観」は「東京裁判史観」や「大東亜戦争肯定史観」からもその主張するところの根拠を学び、批判的に吟味することで知見を広げられるという。そして、「自由主義史観」に「敵」はないが、もしあるとすれば、自由な探求や議論そのものを否定すること、タブーをつくることだけである、という⁵³⁾。従って、三つの「近現代史」像（歴史観）の関係を図示すれば、〈図1〉のようになろう。



〈図1〉三つの歴史観の関係－「見直し論」側－

III. 「近現代史」教育の問題性－「見直し論」の立場から－

藤岡氏ら「自由主義史観」研究会のメンバー、すなわち「近現代史」教育の見直し論者によれば、現在の歴史教育は、外国の国家利益に起源をもつ自国の歴史の見方、つまり「東京裁判史観」に呪縛されているのである。そして、そのことを象徴的に物語るのが歴史教育における「南京事件」の描き方である。

以下、「見直し論」が「近現代史」教育の問題性を主張するときにあげる「南京事件」と「従軍慰安婦」問題を中心にその主張を整理したいと思う。藤岡氏の主張は「近現代史」教育のもっと広範な問題を指摘しているが、問題状況を鮮明にする論争的な例として特にこれらを選ぶことにする。

1. 歴史教科書の「南京事件」記述

現行の中学校歴史教科書には、「南京事件」の犠牲者数が各社まちまちに記述されている。「十数万人以上」「20万人」「30万人」などである。表現としては「いわれる」「される」のように断定を避けているものの、「いう」主体が明示されているものは少ない。犠牲者数については長い論争があり、様々な説があるのに、教科書ではそれらの説の一部だけを、出所を明示しないで記載しているというわけである。⁵⁴⁾

しかし、さらに大きな問題は、そのような数字がもともと十分な批判的吟味を経ないで主張されたものだということである。藤岡氏は富士信夫氏の論を引いて、東京裁判における「南京事件」に関する中国人の証言に疑問を提示する。そして、「日本の「戦争犯罪」を裁く一大政治ショウとして演じられた」東京裁判では、そのような疑わしい証言をもとに「20数万人」説ができあがったという。⁵⁵⁾

藤岡氏は、秦郁彦氏が「南京虐殺論争」の主要な論者を「(大) 虐殺派」「中間派」「まぼろし(=虐殺否定)派」の三つに分け、虐殺派が中国側の数字をそのまま紹介・引用しているだけであるとすることを紹介する。そ

して、秦氏が「歴史家らしい資料批判にもとづく冷静な検討」を行っている(犠牲者3.8~4.2万人)といい、「日本の教科書は中国側や東京裁判の結論をうのみにするのではなく、日本の歴史家の最新の研究成果に依拠すべきである」と主張する。⁵⁶⁾

「南京事件の犠牲者に関する教科書記述のあるべき方針は三つしかない。一切数字をあげないか、一定の根拠をもった最新の研究成果として秦説(約四万)をあげるか、または提案されているすべての数字を列挙するか、である」とい、三番目の方針が「一番教育的効果があるかもしれない」という⁵⁷⁾。対立する学説の妥当性を検討する授業の提案である。

氏は、「ところが、すでにみたように、現行の教科書のほとんどは、右の三つのどれでもなく、中国側または東京裁判の結果をあげているだけなのである。教科書著者たちのこの自主性のない態度の中に、日本を犯罪国家として断罪した東京裁判の呪縛が明瞭に見てとれる」⁵⁸⁾という。そして、氏は「南京事件の取り扱い方は一つの象徴的な例にすぎない」⁵⁹⁾と述べるのである。

2. 「従軍慰安婦」の中学校歴史教科書への登場

1996年6月に発表された中学校社会科教科書の検定結果は、「見直し論」者に大きな衝撃を与えたように見える。藤岡氏は歴史分野の教科書全七社の「近現代史」の部分を読んで「まさに、すさまじいばかりの暗黒史観・自虐史観・反日史観のオンパレード」⁶⁰⁾と指摘する。そして、歴史教科書が「近代日本を貶める作為」に満ち、「理念で事実を裁断する非歴史的思考」を持ち、明治維新の改革の意義に対して「「しかし」を連発してケチをつけ」、外国人が日本を侮辱した「反日プロパガンダをおしいただく」ものと批判する⁶¹⁾。

その上で、氏は「この度の検定の最大の焦点は、やはり、「従軍慰安婦」に関する記述が揃いも揃って全社の教科書に登場したこと」⁶²⁾という。そして、この登場を、①7社中3社が使う「従軍慰安婦」という言葉は当時存在せず、②問題の焦点は日本軍による強制連行の有無だがその証拠はなく、③当時は内地でも売春は普通に営業されており、④とりあげること自体教育的に意味がなく、⑤全社一齊の登場は教科書会社の談合の疑いがある、と批判する⁶³⁾。

氏が問題の焦点とする慰安婦「強制連行」に関しては、教科書は強制連行の存在を示唆するが、実際には「慰安婦たちが証言した部分についても、事実の食い違いが無数に指摘されています」⁶⁴⁾といい、強制連行した側の日本人の唯一の証言も、秦郁彦氏の現地調査結果を紹介し

てつくり話であると指摘する⁶⁵⁾。強制連行を指示・命令した日本政府・軍の資料も、1991-92年と1993年の二回に渡る政府調査からも見つからなかったと指摘する⁶⁶⁾。

藤岡氏は氏が「従軍慰安婦」問題を重視することに関して、「この問題こそは日本国家を精神的に解体させる決定打として国内外からの反日勢力から持ち出されているからである。端的に言って、これは国際的な勢力と結びついた壮大な日本破滅の陰謀なのである」、「これが義務教育段階の教科書に入り込んだことは、事態がもはや抜き差しならない段階に来ていることを物語るものである」という。⁶⁷⁾

「見直し論」者の大きな危機感を見てとれるが、氏はさらに「各教科書会社・執筆者は、自主的に削除を行すべきである。また、各教科書会社・執筆者がそれを行わないならば、文部大臣は教科用図書検定規則第三章第十三条三項の規定にもとづく文部大臣職権によって削除を行わせるべきである」⁶⁸⁾と主張する。そして、氏も呼びかけ人の一人である「新しい歴史教科書をつくる会」も中学校歴史教科書からの「従軍慰安婦」記述の削除を要求している⁶⁹⁾。

3. 「自虐史観」に基づく教育と子どもの自国イメージ

以上のような認識をもとに、藤岡氏は「「南京大虐殺三十万」という嘘で世界に類のない残虐民族だという烙印を押しただけでなく、こんどは世界に類のない好色、淫乱、愚劣な民族だという烙印を押すことになるのです」⁷⁰⁾という。戦後の歴史教育を支配した「東京裁判史観」=「自虐史観」による教育は、日本人は世界で最も愚劣な国民であると今まで子どもたちに教え込んできだし、その事態はさらにひどくなっていくということである。

氏は、本多公栄氏の授業実践『ばくらの太平洋戦争』を引いて、授業を受けた子どもたちの感想を列挙し、「自虐的・反日の日本人が生産される現場が、まさにここに繰り広げられているのを見ることができる」⁷¹⁾という。子どもたちの感想とは、「日本という国は、アジアの国々の中で一番野蛮な国なのだ」「自分は日本という国が好きではありません。むしろきらいなくらいです」というようなものである⁷²⁾。

そして、「要するに子どもたちに植え付けられたのは、東京裁判そのものというべき一方的な自虐史観である。…（中略）…一方的な証拠だけで（弁護側の証拠を拒否して）日本を断罪する結果になっているという点でも、東京裁判と同じである。反日イデオロギーの注入の教育と

言われても抗弁できない構造をもっている」⁷³⁾と批判する。

また、氏は、染谷行宏氏が提示した中学生の近現代史認識に関するレポート⁷⁴⁾を引いて、「特別ひどい反日教育をしたわけではない」教師の下で、中学生が「日本は「きたない」「ずるがしこい」「心が狭い」「卑怯な」「恐ろしい」国」だという認識を持ったと指摘する。「文部省検定済み教科書を使うと、自然にこのような「日本像」が子どもに定着する仕掛けになっているのである」といいう⁷⁵⁾、「こんな歴史教育をしている国は、世界広しといえど日本だけである。…（中略）…世界の奇觀である」⁷⁶⁾という。

少々過激な表現であるが、氏は「日本全体にくまなく配置された学校は、実際は国民全体を反日思想に染め上げ、マインド・コントロールをかける場になっている。そのための決め手になる、最も効果的な科目は、ほからぬ「歴史」である」、「学校は反日思想注入のサティアンである。日本は、その全体が空間的に拡大された巨大な上九一色村なのである」⁷⁷⁾と述べている。

IV. 「見直し論」に対する批判

「見直し論」に対する批判は、この論自体の広さに対応して広範囲にわたって行われている。ここでは、Ⅱに紹介した「見直し論」の提示する三つの「近現代史」像（歴史観）、Ⅲに述べた「南京事件」と「従軍慰安婦」の捉え方、子どもたちの自国史イメージに問題をしづめて、批判者側の主張を明らかにしたい。

1. 三つの「近現代史」像に対する批判

「見直し論」側の提示した三つの歴史観については、批判者側からは、(1)そもそも「東京裁判史観」に立つ歴史家が存在せず、「見直し論」による「東京裁判史観」批判は一定の政治的スローガンを示すに過ぎず、(2)「自由主義史観」は実際には「大東亜戦争肯定史観」に極めて近い、という批判が出されている。

(1) 「東京裁判史観」に対する批判

藤岡氏が提示した「東京裁判史観」に対して、荒井信一氏は「現時点でも復古主義的ナショナリズムに大衆を誘導するためのイデオロギー的標語という性格があまりに露骨であって、多少なりとも学問的訓練を受けた人であれば、これをそのまま学問的用語とすることは躊躇するような生臭さを持っている」⁷⁸⁾と批判する。「戦後政治の総決算」を唱えた中曾根康弘元首相が1980年代にこの

言葉を「明らかにネガティブな政治用語として使」⁷⁹⁾ つていたからである。

また、氏は「いったい東京裁判の判決の内容をすべて真実とした史観にもとづいて書かれた歴史叙述が存在するのであろうか」と問い、「国際法上問題があること、判決に間違いが多いことの二点については、その理解や内容は別とすれば、今日東京裁判について学問的な議論が行われる際、ほとんどすべての人が一致している点である」と指摘する⁸⁰⁾。そして、「戦後の現代史研究は、このような東京裁判史観の限界を自覚することからすすめられていった」⁸¹⁾ という。

粟屋憲太郎氏は、藤岡氏のいう「東京裁判史観」の論旨が伊東隆氏の論説の引き写しである、という。そして、伊藤氏は「極東裁判史観」という言葉を使ったが、その真意は日本の戦争責任・戦争犯罪を隠蔽することにあり、藤岡氏はじめ後に「東京裁判史観」批判を説く人々はみな伊藤氏の初志を受け継ぐものである、という。⁸²⁾

荒井氏がいうように、粟屋氏も「「東京裁判史観」という用語は一定の政治的スローガンにすぎず、虚偽にもとづくものである」という。「孫引きを得意とする藤岡氏が東京裁判の判決をしっかり読んでいないことは明白であり、このような政治的スローガンを安易に教育現場に導入しようとする彼の教育学者としての志の低劣さに嘆然とするばかりである。…（中略）…藤岡氏をはじめ「東京裁判史観」批判を語るものは、かならずといっていいほど東京裁判の基本的事実さえ正確に把握していない」と手厳しい。⁸³⁾

岩井忠熊氏は「戦後日本の近現代史研究の到達が、東京裁判で解明された史実と多くの点で重なり合うことは事実だ」が、「多くの点で東京裁判とちがう論点を提起し、新たな史実を発掘してきた」という。そして、「もっとも大きなちがい」は、東京裁判がまったく触れなかった昭和天皇の戦争責任を、戦後日本近現代史研究の大勢は明白にしてきたことにあるという。⁸⁴⁾

岩井氏は「「東京裁判史観」を批判する人たち（=藤岡氏ら「見直し論」者）が、東京裁判が昭和天皇の戦争責任を免責した事実に触れようとしないのはフェアでない」（括弧内は引用者）⁸⁵⁾ と批判する。

天皇の戦争責任に関しては、山田朗氏が「昭和天皇は、日本陸海軍の総司令官=大元帥として、プロフェッショナルな軍人としての軍事知識と能力を持っていましたし、作戦にもしばしば積極的に関与していた」⁸⁶⁾ として、「天皇には政策の決定権すらなかった」⁸⁷⁾ という藤岡氏の主張は「戦後の政府・宮内庁・昭和天皇自身とその側近たちなどが行ってきた「プロパガンダそのまま」の天皇

像」⁸⁸⁾ によるものと批判している。

(2) 「自由主義史観」に対する批判

伊藤亮三氏は、「可能なかぎりイデオロギーから遠ざかる理性的な立場をとろうという態度に転換された氏（=藤岡氏）を高く評価したい」（括弧内は引用者）⁸⁹⁾ といいつつ、「（藤岡氏の『社会科教育』誌の）連載全体のトーンは、自由主義というより強いナショナリズムである」（括弧内は引用者）⁹⁰⁾ と述べる。

石山久男氏と小島昌夫氏も、藤岡氏が「ナショナリズム、国家重視の思想をことさらに強調しようとしている」という。「藤岡氏の近現代史とそのなかでの戦争に対する考え方、「自由主義史観」と名づけてはいるものの基本的にはさきに分類した第三の考え方（=「満州事変」以後の十五年戦争は誤りだったが、明治維新以後の日本の歩みは全体としては成功であったとみ、大日本帝国憲法体制すなわち近代天皇制についても肯定的に評価するもの）に近」（括弧内は引用者）い、と批判する。⁹¹⁾

藤岡氏が「司馬史観」を使って「自由主義史観」を説明した特徴については、岩井忠熊氏が「ナショナリズムをその「健全な」姿にだけ着目して、それが必然的に随伴する「不健全」な姿を忘却することは、歴史観としてきわめてかたよった立場ではあるまいか」と批判する。そして、「ナショナリズムの問題は「健全なナショナリズム」をといってすまして通りすぎることのできないほどの重い学問的課題なのであり、それをめぐる先学の悪戦苦闘を藤岡氏がいささかも斟酌した形跡のないことに嘆然とする」と続ける。⁹²⁾

岩井氏は「リアリズムは歴史学の生命である」と認めつつ、「藤岡氏は「日米同盟」の見地に立って、「国家戦略」のリアリズムに固執している」と述べ、「「国家戦略」というイデオロギーそのものが、いったいどうして「自由主義史観」の(3)イデオロギーからの自由 の提唱と矛盾なく併存できるのか。筆者にはまったく理解できない」と批判を加える。⁹³⁾

そもそも藤岡氏が司馬遼太郎氏の小説から「自由主義史観」を説明すること自体に対する批判がある。藤原彰氏は「歴史研究の成果を無視し、小説家の作品で歴史を解釈するのは、歴史観という名に値するものではない」、「小説はフィクションであって歴史の事実ではない。事実でない基礎の上に組み立てられた歴史観は、歴史の真実を誤り伝える危険があるというほかはないのである」という⁹⁴⁾。高野邦夫氏も「歴史学と歴史小説の違いという根本問題が無視されている」⁹⁵⁾ と指摘する。

2. 「「南京事件」の真実」に対する批判

笠原十九司氏による批判は繰り返し行われているが、はじめに、藤岡氏の「南京事件」に関する見解の問題点を三点にわたって述べている。第一は、藤岡氏が「大虐殺派」は自分自身の検討結果でなく中国側の数字を無批判に受け入れているとする点についてである。笠原氏は「大虐殺派」は日本軍関係や中国軍側の資料を自分で検討しており、藤岡氏の主張は当たらないという。しかも、藤岡氏の論考には「大虐殺派」の洞富雄氏の著を検討した形跡がうかがえない、という。⁹⁶⁾

第二は、東京裁判の「二十万以上」という数字の見積もりには埋葬隊その他の団体の埋葬記録があり、たんなる政治的意図から白髪三千丈式の証言数字を合算したものではないのである。一方、藤岡氏の「歴史研究における証言史料（口述史料）の位置づけがきわめて甘い」ことを指摘して、「東京裁判の判決の不当性を、ひいては二〇万人説をあげる教科書の不当性」を主張するのは「短絡した乱暴な論理としかいいようがない」という。⁹⁷⁾

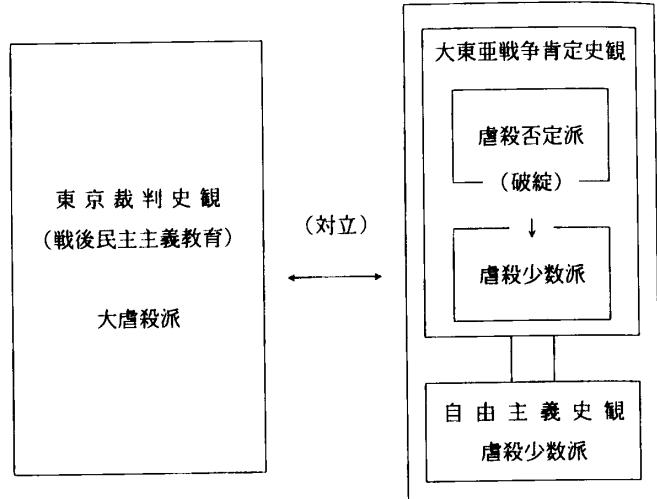
第三に、藤岡氏の教科書記述批判の視点には「日本の侵略戦争で犠牲になったアジアの民衆への視点がない」と批判する。そして、「この種の（=藤岡氏のいう南京事件の虐殺者数のような）批判ができるのは、おそらく氏自身が戦争犠牲者数、虐殺事件の犠牲者数に関する調査・研究を自分がやるとしたらどこまで明らかにできるのかという主体的な発想に立っていないからであろう」という。⁹⁸⁾

後の批判で、笠原氏は、「藤岡氏は南京大虐殺否定派の文献資料ならば批判検討もせずに受け売り的に信じるイデオロギー的立場に立っている」⁹⁹⁾といい、「氏自らは何も新しい資料発掘も研究もせず、すでに論破され、破綻している南京大虐殺否定派の諸説を受け売りで繰り返しているだけ」¹⁰⁰⁾であると厳しさを増す。そして、「否定論者が学問的にすでに破綻した主張を声高に繰り返しているのは、一般国民に南京大虐殺はまだ事実とはいえないようだと印象づけるための政治的意図からである」¹⁰¹⁾という。

藤原彰氏は、まず政治家や「右翼雑誌」が南京大虐殺や侵略戦争を繰り返し否定する現状を述べる。その上で、「虐殺の存在そのものを否定する議論は完全に破産したといってよいだろう」とし、「それに代わって、虐殺論者の主張する数は誇大で信憑性がない、中国側の白髪三千丈式の数字を何の検討もせずに、そのまま引用しているだけだと攻撃する少数論がさかんになっているといってよいであろう」という。そして、「藤岡信勝氏の「東京裁判史観」批判も、この立場であるといえよう」とい

う。¹⁰²⁾

以上の「南京事件」に関する「見直し論」批判者側の議論から、ここで、先述した三つの「近現代史」像批判における議論を加味して、藤岡氏の提示した歴史観を図示すれば〈図2〉のようになろう。どちらが正しいのかはともかく、「見直し論」の意図する関係とはまったく異なる捉え方がなされているといえる。



〈図2〉 三つの歴史観の関係（「南京事件」をもとに）
－「見直し論」批判側－

3. 「「従軍慰安婦」と歴史教科書」に対する批判

まず「従軍慰安婦」と日本軍との関係について、批判者側は「見直し論」と異なった事実認識を示している。吉見義明氏は、「強制連行の問題だけをとりあげ、それをあまりに狭く考え、それ以外は問題ではないということでは、「慰安婦」問題の本質はつかめないでしょう。とくに植民地からの徴募では、あまりに露骨な徴収方法をとることは避けるようにつとめているふしがあるからです」¹⁰³⁾という。

そして、「何よりも大きな問題は、日本も加わっていた当時の国際法に違反したということ」として、「①未成年者を徴募し使役したこと、②未成年者の場合には徴募時にだますとか拉致するなど本人の意思に反する広義の強制があったこと、③慰安所で強制があったことなどが問題となります」という。¹⁰⁴⁾

氏は「徴募の多くは官憲が直接手を下したものではありません。しかし、このことは、国家に責任がないということにはならないのです。なぜなら、「慰安婦」制度は軍が作り、運用は全体として軍が監督・統制しており、「慰安婦」の徴募も軍の政策だったからです」¹⁰⁵⁾として、「主たる責任」は日本軍にあったと主張する。しかも、

「慰安婦」制度は公娼制とは別なものであり、「置かれた環境は「慰安婦」の方がはるかに悪かったのです」という¹⁰⁶⁾。

「従軍慰安婦」を子どもに教えることに関しては、すでに授業を実際に行った例を紹介した批判がある。石山久男氏は、小学六年生に対する性教育の授業をあげ、「女人の人を人間としてみていよいというのが許せないです。そんな、兵隊を遊ばせるためだけに女人の人生、体がぎせいになったなんて悲しいです。こんなことは人間がすることじゃないです」という子どもの感想文を紹介して「人間にたいする愛と暖かいまなざしにあふれた感想文から、小学生でさえ実際に深い学び方をしたことがうかがわれます」という。¹⁰⁷⁾

中学三年生に対する授業では、やはり「聞いているのはとてもつらい事だけど次の世へと伝えていかなければならぬ事だと思う」「こういうこともあったのだなと思うだけでなく、きちんと自分の心にやきつけておきたいと思った」という子どもの受け止め方を紹介して、「従軍慰安婦」を学ぶことはつらいことです。しかし中学生は、みごとに情感豊かに、しかし冷静にそれをうけとめることが、ここに示されています」とまとめている。¹⁰⁸⁾

ところで、藤岡氏らが教科書からの「従軍慰安婦」記述の削除を求めていることに関しては、新たな教科書「偏向」攻撃とする批判が行われている。俵義文氏は、藤岡氏と「同様の教科書攻撃をしている団体や勢力」として、「①自民党を中心とした保守政治家たち、②『産経新聞』などタカ派ジャーナリズム、③右翼勢力、④以上と深い関係にあるその他の団体・個人」をあげる。¹⁰⁹⁾

そして、それらのグループや個人が大変深く結びついていると指摘する。自民党の「歴史・検討委員会」で講師を務めた人物が藤岡氏編集長の『近現代史の授業改革』に執筆していたり、藤岡氏自身が自民党参議院議員の政策研究会に招かれて講師を務めたり、『産経』などタカ派ジャーナリズムが藤岡氏と「自由主義史観」研究会を全面的にバックアップしたり、「自由主義史観」研究会の呼びかけ人には右翼団体の構成員が名を連ねていたるする、というわけである。¹¹⁰⁾

氏は「藤岡氏と「自由主義史観」研究会の活動も、単なる歴史観の違いや通常の教科書批判の領域を超えて、政治的な意図による不当な教科書攻撃というべきで、断じて容認できないものです」と批判する。新海宣彦氏も「教育の問題を特定の政党に働きかけたり（しかも、検定強化を）、文部省という行政権力をを利用して教科書会社に圧力をかけようという手法は、教育を政争の具に

するもの」と厳しく批判している。

4. 「子どもの自国イメージ」に対する批判

小牧薰氏は、いくつかの「近現代史」教育の実践を紹介して、「子どもや青年は、歴史学習の結果、日本の犯した戦争犯罪について冷静に事実を見つめているし、罪悪感にさいなまれているわけでも、日本がいやになつたと考えているわけでもない。…（中略）…主権者として生きるためになすべきかを考えつつ、学び続いているのである」¹¹¹⁾という。

石山久男氏も、藤岡氏も引用する染谷行宏氏の調査分析¹¹²⁾にある中学生のレポートの中で、「近現代史」教育を受けて子どもたちが持った感想が、日本が悪い国だということに尽きるのではないことに注目する。そして、「子どもたちは過去の日本を批判するだけでなく、それを教訓として、未来をどうつくるかを考えているのです」¹¹³⁾という。

例えば、「…（略）…日本人がいやになってしまうことがあります」と書いた生徒は、その後で「これからも新たな歴史をつくっていきます。その時には、日本人が日本を恐くならないような歴史をつくっていけたらいいなと思います」と書いて¹¹⁴⁾いることからそのように理解するのである。

氏は、藤岡氏が指摘するような悪いイメージを日本について子どもが持つのは「子どもたちの正義感に照らせば当然のことでしょう」¹¹⁵⁾と判断する。そのように過去の過ちを批判した上で、日本の未来をどうつくるか考えていけるし、現に子どもたちはそうしているというわけである。そしてさらに、「子どもたちは事実を知りたがっている」と捉え、それは自虐的になりたいからではなく「過去の事実に学ぶことを通して、本当の友好と信頼の関係を未来にむけてつくりたいと願っている」のだと主張する¹¹⁶⁾。

V. まとめにかえて

「近現代史の教育」論争の争点は、以上に尽きるものではない。明治維新の革命的意義、日露戦争の「自衛戦争」としての側面、明治社会の明るさ、石橋湛山の植民地放棄論における合理主義、原爆投下の意味など、「見直し論」が提起した多くの論争的なテーマがあるからである。そして、それらに対しては「見直し論」批判の側からは多くの検討が行われている。また、「見直し論」側の反論もある。

しかし、歴史の事実認識としては「南京事件」と「従

軍慰安婦」に関する議論が、論争の特徴をよく表現していると思われる。「見直し論」批判の立場から言えば、「見直し論」者は戦後の「近現代史」研究の成果から学んでいない、つまり不勉強であるということである。そして、なぜ不勉強かといえば、裏に政治的な意図が隠されているからであるということであろう。

(平和教育批判や、藤岡氏ら「見直し論」側が「近現代史」教育の新しい方法として重視する歴史ディベートは、論者の隠された政治的意図を明らかにしようとする形で批判が行われているといえる。)

本論では触れられなかったが、対する「見直し論」側の反論は、批判者たちはいまだに「東京裁判史観」すなわちマルクス主義イデオロギーに囚われており、むしろ歴史の素人の方が物事の本質がよく見える場合があるというものである。藤岡氏は言う、「いかに学識があっても、イデオロギーとドグマにとらわれている限り、素人の健全な批判精神に勝てない」¹¹⁹⁾と。

ところで、この論争の本質を規定するのは、やはり三つの「近現代史」像（歴史観）の捉え方であろうと思う。「見直し論」が自ら立つと信じる位置と批判者が規定する「見直し論」の位置とは、〈図1〉と〈図2〉のように異なる。従って、スタートの歴史観のところすでにこの論争は、平行線の状態に入ってしまっているように見えるのである。

しかも、論争が「論」の争いでなく互いの「人格」をめぐる争いに転換している面すら認められる。藤岡氏の連載が『社会科教育』誌に始まる以前にすでに、谷川彰英氏は、藤岡氏の「転向」に関して「私がこだわりたいのは、研究者としての姿勢である。…（中略）…「学問」というものは、こういうものではない」¹²⁰⁾と批判していた。対して、藤岡氏は「谷川さんは一貫して論と人を区別できないんですよ」¹²¹⁾とやり返す。

確かに、かつて「教科書の多様な発展の可能性を妨げている教科書検定の制約」¹²²⁾をいい、「教科書もまた、何らかの学説に依拠せざるをえないのであり、その学説が学会において有力な仮説の一つとしてみとめられているかぎり、教科書が特定の学説に立つことは正当化されるべきである」¹²³⁾と論じた藤岡氏がその後「従軍慰安婦」記述に関わって文部省の検定強化を望むような発言をすることは、理解し難い面があろう。しかし同時に「論と人との区別」が議論の前提であることも首肯できる。

他にも、森田俊男氏が「藤岡氏は、くりかえし、臆面もなく、広島・長崎原爆は「私、藤岡家にとってラッキーであった」と言っている」¹²⁴⁾と解釈したのに対して、藤岡氏は「森田氏の態度は、はじめから極めて不まじめな、

斜に構えた揶揄である」¹²⁵⁾とする。藤岡氏の企画したパネルディスカッションへの出席をめぐる氏と笠原氏のやりとり¹²⁶⁾も同様で、笠原氏は「学問的論争とは次元を異にする藤岡氏の私への「人格攻撃」」¹²⁷⁾といい、一方、藤岡氏は笠原氏が事実経過を「歪曲した」という¹²⁸⁾。

もともと「見直し論」を示した藤岡氏の問題提起は、「重要なことは、タブーにしないで議論するということ」¹²⁹⁾にあったと判断できるが、この姿勢そのものを批判はすることは困難であろう。そこで、「人格」でなく「論」に戻って、しかも史観の位置づけの違いを超えて実りある議論とするためには、もう一度足元を見詰め直すことが大切になると思う。

現在の「近現代史」教育の結果としてこの国に住む子どもたちが抱く自國イメージは、私は案外多様なのではないかと思うのである。いわゆる「自虐史観」を信奉して自分が抱くイメージに反する議論を「ろくに聞こうともせず一方的に罵詈雑言を叫びたてる」¹³⁰⁾若者も育ったが、一方でいわゆる日本の「侵略」の事実を全否定するかのような者も育ったように思われる。あるいは、イメージ以前に、むしろ「近現代史」そのものをよく知らない子どもが多いのではないかと思う。

戦後の「近現代史」教育の「成果」として人々が抱くようになったイメージはどのようなものか、それを客観的に把握しようとする試みは、実はまだ十分には行われていないよう見える。さしあたって、ここからもう一度始める必要があるのでなかろうか。そしてその上で、今後蓄積されていくであろう「見直し論」に基づく授業実践レベルでの分析を、授業そのものの持つ意味を含めて行うことが必要になると思うのである。

《註》

- 1) 論争の経過については藤岡氏自身による整理があるので、それをもとに補足を加えつつまとめ直すこととする。藤岡信勝『論争・近現代史教育の改革1 近現代史教育の改革をめぐる論争の経過』（『現代教育科学』1996年4月号、No.473）
- 2) 藤岡信勝『戦争の授業の記録を読んで 子どもは教師をこえていく』（『教育科学 社会科教育』1991年8月臨時増刊、No.354、特集・戦争の授業—子どもの心に変化が起るネタ開発 有田和正実践）、藤岡信勝『近現代史教育の改革—善玉・悪玉史観を超えて—』（『近現代史』の授業改革双書1）明治図書、1996年、所収
- 3) 藤岡信勝『教科書再編成への動きと私の提言 中学校で「近現代史」を教えよ』（『学校運営研究』1993年9月号、No.412）
- 4) 谷川彰英『研究者の「責任」はどこへいったのか』（『教育科学 社会科教育』1994年3月号、No.387）
- 5) 前掲『近現代史教育の改革—善玉・悪玉史観を超えて—』
- 5) 笠原十九司『戦争責任と歴史教育—藤岡信勝氏の「東京裁判史観批判論」を批判する—』（笠原十九司『アジアの中の日本軍

- 戦争責任と歴史学・歴史教育』大月書店, 1994年)
- 6) 前掲『近現代史教育の改革－善玉・悪玉史観を超えて－』第三部「南京事件」の真実とは, pp.187-263
 - 7) 神原昭彦『歴史ディベート「大東亜戦争は自衛戦争であった」に隠された詐術 藤岡信勝氏提唱の「近現代史教育見直し論」を検討する』(『ひと』1995年1月号, No.264)
 - 8) 藤岡信勝・安藤豊・森脇健夫『「ひと」誌一月号歴史ディベート批判に答える』(『授業づくりネットワーク』1995年4月号, No.92), 藤岡信勝編著『歴史ディベート「大東亜戦争は自衛戦争であった』(『近現代史』の授業改革双書2) 明治図書, 1996年, 所収。
 - 9) 藤岡信勝『平和教育の反省』(『教育』1995年3月号, No.585)
 - 10) 森田俊男『平和と自由のための良心と理性の努力, その歴史を－「明るい歴史」をめぐって－』(『歴史地理教育』1995年8月号, No.536)
 - 11) 高野邦夫『史実にもとづく近・現代史像の再形成を－「教育」三月号の藤岡信勝論文をよんで－』(『教育』1995年9月号, No.591)
 - 12) 藤岡信勝『連載講座「近現代史」の授業改革19 森田俊男氏の卑劣な中傷に反撃する－「歴史地理教育」8月号の一文について－』(『教育科学 社会科教育』1995年10月号, No.413), 前掲『近現代史教育の改革－善玉・悪玉史観を超えて－』所収
 - 13) 岩田一彦『歴史をロマンと共に感で語ってよいか』, 日井嘉一『子どもと共に、まさに実証的に近現代史像の自主的形成を』, 伊東亮三『強いナショナリズムが気になる』, 二谷貞夫『あいまいな日本、日本人への警鐘なれど?』, 安藤豊『藤岡信勝氏の「近現代史教育見直し論」を検討する 画期的な「自由主義史観」の提言に刮目する』, 森分孝治『反自由主義歴史教育論か』(『現代教育科学』1995年7月号, No.464)
 - 14) 藤岡信勝『岩田一彦氏の「人物学習否定論」の非論理性』, 斎藤武夫『国家観の奇妙な歪み－当代社会科五人衆にもの申す－』(『現代教育科学』1996年1月号, No.470)
 - 15) 藤岡信勝・自由主義史観研究会『教科書が教えない歴史』発行／産経新聞ニュースサービス, 発売／扶桑社, 1996年
藤岡信勝・自由主義史観研究会『教科書が教えない歴史②』発行／産経新聞ニュースサービス, 発売／扶桑社, 1996年
 - 16) 藤原彰・森田俊男編『近現代史の真実は何か 藤岡信勝氏の「歴史教育・平和教育」論批判』大月書店, 1996年
 - 17) 『「近現代史」の授業改革』4(『社会科教育』1996年6月別冊), 緊急特集・『近現代史の真実は何か』(大月書店)への反論
 - 18) 藤岡信勝『論争・近現代史教育の改革 6 歴史教科書批判運動の提唱』(『現代教育科学』1996年9月号, No.478)
 - 19) 藤岡信勝『連載「議論の文化」と授業づくり23 中学歴史教科書から「従軍慰安婦」記述の削除を要求する』(『授業づくりネットワーク』1996年9月号, No.113)
 - 20) 西尾幹二・藤岡信勝『国民の油断 歴史教科書が危ない!』P H P研究所, 1996年
藤岡信勝『汚辱の近現代史 いま、克服のとき』徳間書店, 1996年
 - 21) 編集・発行／教科書検定訴訟を支援する全国連絡会『教科書から消せない戦争の真実－歴史を歪める藤岡信勝氏らへの批判－』発売／青木書店, 1996年
 - 22) 津山次郎『教科書改竄にのりだした「自由主義史観』(『前衛』1996年12月号, No.680, 日本共産党中央委員会)
 - 23) 阿比留瑠比『「新しい歴史教科書をつくる会」記者会見の詳報』(『正論』1997年2月号, No.294, 産経新聞社)
 - 24) 『女性有志が緊急アピール 「慰安婦」記述削除問題で』(『毎日新聞』夕刊, 1996年12月19日)
 - 25) 前掲『近現代史教育の改革－善玉・悪玉史観を超えて－』p.20
 - 26) 同上, p.290
 - 27) 同上, p.20
 - 28) 同上
 - 29) 同上, p.28
 - 30) 同上, p.52
 - 31) 同上, p.53
 - 32) 同上, p.27
 - 33) 同上, p.28
 - 34) 同上, p.29
 - 35) 同上, pp.29-30
 - 36) 同上, p.53
 - 37) 同上, p.88
 - 38) 同上, p.58
 - 39) 同上, p.64
 - 40) 同上, p.68
 - 41) 同上, p.75
 - 42) 同上, pp.75-76
 - 43) 同上, p.76
 - 44) 同上, p.79
 - 45) 同上, p.88
 - 46) 同上, pp.88-89
 - 47) 同上, p.89
 - 48) 同上, pp.110-112
 - 49) 同上, p.160
 - 50) 同上
 - 51) 同上, pp.160-161
 - 52) 同上, pp.175-176
 - 53) 同上, p.175
 - 54) 同上, pp.22-23
 - 55) 同上, pp.24-26
 - 56) 同上, pp.32-33
 - 57) 同上, pp.33-34
 - 58) 同上, p.34
 - 59) 同上, p.26
 - 60) 藤岡信勝『汚辱の近現代史 いま、克服のとき』徳間書店, 1996年, p.13
 - 61) 同上, pp.14-24
 - 62) 同上, p.24
 - 63) 同上, pp.25-28, 前掲『論争・近現代史教育の改革 6 歴史教科書批判運動の提唱』pp.109-112。前掲『国民の油断 歴史教科書が危ない!』pp.190-197。
 - 64) 前掲『国民の油断 歴史教科書が危ない!』p.200
 - 65) 藤岡信勝『論争・近現代史教育の改革 9 職業的詐話師・吉田清治の正体－慰安婦強制連行 虚構の証明(2)－』(『現代教育科学』1996年12月号, No.482)
 - 66) 藤岡信勝『論争・近現代史教育の改革10 日本軍の「強制連行」指令文書は存在せず－慰安婦強制連行 虚構の証明(3)－』(『現代教育科学』1997年1月号, No.483)
 - 67) 藤岡信勝『論争・近現代史教育の改革 8 慰安婦強制連行 虚構の証明(1)－日本人を信じ込ませるために四つの条件－』(『現代教育科学』1996年11月号, No.481) p.109
 - 68) 前掲『連載「議論の文化」と授業づくり23 中学歴史教科書から「従軍慰安婦」記述の削除を要求する』p.90。前掲『汚辱の近現代史 いま、克服のとき』p.50も同旨。
 - 69) 前掲『「新しい歴史教科書をつくる会」記者会見の詳報』
 - 70) 前掲『国民の油断 歴史教科書が危ない!』p.203
 - 71) 前掲『汚辱の近現代史 いま、克服のとき』p.166
 - 72) 同上
 - 73) 同上, pp.166-167
 - 74) 染谷行宏『調査分析・子供の近現代史認識〔中学生〕 中学生は近現代史をこうとらえた－レポートから－』(『現代教育科学』1995年7月号, No.464)
 - 75) 前掲『汚辱の近現代史 いま、克服のとき』p.83

- 76) 同上
- 77) 同上, pp.83-84
- 78) 荒井信一『東京裁判史観とは何か』(『歴史地理教育』1994年9月号, No.522) p.85
- 79) 同上, p.84
- 80) 同上, p.86
- 81) 同上, p.87
- 82) 粟屋憲太郎『「東京裁判史観」とは』(前掲『近現代史の真実は何か 藤岡信勝氏の「歴史教育・平和教育」論批判』) pp.158-159
- 83) 同上, pp.162-163
- 84) 岩井忠熊『いま「国家」を強調することの意味は何か』(前掲『近現代史の真実は何か 藤岡信勝氏の「歴史教育・平和教育」論批判』) pp.193-194
- 85) 同上, p.197
- 86) 山田朗『昭和天皇の戦争関与と戦争責任』(前掲『近現代史の真実は何か 藤岡信勝氏の「歴史教育・平和教育」論批判』) pp.114-115
- 87) 藤岡信勝『「戦争の授業」のパラダイム転換をどうはかるか—本誌創刊号の道案内をかねてー』(『近現代史』の授業改革』1(『社会科教育』1995年9月別冊)) p.13
- 88) 前掲『昭和天皇の戦争関与と戦争責任』p.112
- 89) 伊東亮三『強いナショナリズムが気になる』(『現代教育科学』1995年7月号, No.464) p.14
- 90) 同上, p.16
- 91) 石山久男・小島昌夫『いま近現代史をどう学ぶか』(前掲『近現代史の真実は何か 藤岡信勝氏の「歴史教育・平和教育」論批判』) p.15
- 92) 前掲『いま「国家」を強調することの意味は何か』pp.190-191
- 93) 同上, p.192
- 94) 藤原彰『歴史の事実にもとづく近現代史認識を』(前掲『近現代史の真実は何か 藤岡信勝氏の「歴史教育・平和教育」論批判』) p.25
- 95) 前掲『史実にもとづく近・現代史像の再形成を—『教育』三月号の藤岡信勝論文をよんでー』 p.109
- 96) 前掲『戦争責任と歴史教育—藤岡信勝氏の「東京裁判史観批判論」を批判するー』 pp.235-236
- 97) 同上, pp.237-238
- 98) 同上, pp.238-240
- 99) 笠原十九司『南京大虐殺の真実とは何か』(前掲『近現代史の真実は何か 藤岡信勝氏の「歴史教育・平和教育」論批判』) p.75
- 100) 同上, p.81
- 101) 同上, p.83
- 102) 藤原彰『南京大虐殺の犠牲者数について—「東京裁判史観」批判が意味するものー』(『歴史地理教育』1995年3月, No.530) p.66
- 103) 吉見義明『間違いだらけの教科書攻撃1 「従軍慰安婦」は「商行為」?』(前掲『教科書から消せない戦争の真実—歴史を歪める藤岡信勝氏らへの批判ー』) pp.18-19
- 104) 同上, p.19
- 105) 同上
- 106) 同上, pp.22-23
- 107) 石山久男『間違いだらけの教科書攻撃2 「従軍慰安婦」を学ぶ子どもたち』(前掲『教科書から消せない戦争の真実—歴史を歪める藤岡信勝氏らへの批判ー』) pp.24-25
- 108) 同上, p.25
- 109) 俵義文『いまなにが起こっているか』(前掲『教科書から消せない戦争の真実—歴史を歪める藤岡信勝氏らへの批判ー』) p.6
- 110) 同上, pp.14-15
- 111) 同上, p.16
- 112) 新海宣彦『教科書検定と教科書攻撃』(『歴史地理教育』1996年12月号, No.556) p.21
- 113) 小牧薰『いま子どもたちは近現代史をどう学んでいるか』(前掲『近現代史の真実は何か 藤岡信勝氏の「歴史教育・平和教育」論批判』) p.222
- 114) 前掲『調査分析・子供の近現代史認識 [中学生] 中学生は近現代史をこうとらえたーレポートからー』
- 115) 石山久男『戦争の事実を知りたい子どもたち』(前掲『教科書から消せない戦争の真実—歴史を歪める藤岡信勝氏らへの批判ー』) p.49
- 116) 同上
- 117) 同上
- 118) 同上, p.51
- 119) 藤岡信勝『〈第4号への道案内〉歴史家の傲慢と幼稚 素人の謙虚と成熟—歴史教育論争に寄せてー』(『近現代史』の授業改革』4(『社会科教育』1996年6月別冊)) p.1
- 120) 前掲『研究者の「責任」はどこへいったのか』 p.95
- 121) 出席者／有田和正・岩田一彦・片上宗二・北俊夫・小西正雄・谷川彰英・中野重人・藤岡信勝『第Ⅱ部 シンポジウム 21世紀に通用する社会の見方、考え方とは』(『教育科学 社会科教育』1995年7月臨時増刊, Vol.32, No.408) p.100
- 122) 藤岡信勝『社会認識教育論』(教育双書), 日本書籍, 1991年, p.206
- 123) 同上, p.225
- 124) 森田俊男『平和と自由のための良心と理性の努力、その歴史を—「明るい歴史」をめぐってー』(『歴史地理教育』1995年8月号, No.536) p.83
- 125) 前掲『近現代史教育の改革—善玉・悪玉史観を超えてー』 p.267
- 126) 同上, pp.188-193。前掲『南京事件の真実とは何か』pp.85-90。藤岡信勝『論争・近現代史教育の改革2 笠原十九司氏は事実経過をどのように歪曲したか』(『現代教育科学』1996年5月号, No.474)
- 127) 前掲『南京事件の真実とは何か』 p.90
- 128) 前掲『論争・近現代史教育の改革2 笠原十九司氏は事実経過をどのように歪曲したか』
- 129) 出席者／有田和正・岩田一彦・片上宗二・北俊夫・小西正雄・藤岡信勝『第Ⅱ部 シンポジウム 新学力観の社会科像を検討する』(『教育科学 社会科教育』1994年12月臨時増刊, Vol.31, No.400) p.73
- 130) 藤岡信勝『早稲田祭「糾弾集会」を許さない』(『諸君!』1997年1月号, 文藝春秋) p.84